

戦間期の植民地支配の国際比較研究に役立ち、
日本の南洋群島統治研究の基礎史料。

日本帝国

外務省編

委任統治地域

行政年報

全5巻

監修・解説

等松春夫

クレス出版

『日本帝国委任統治地域行政年報』（以下『行政年報』と略）は一九二〇年から二八年まで日本政府が毎年ジュネーヴの国際連盟に提出した日本統治下の南洋群島の行政報告である。

マリアナ、パラオ、カロリン、マーシャルの四島嶼群を中心とする赤道以北の旧ドイツ領南洋群島は第一次世界大戦中日本海軍によって占領され、大戦後のパリ講和会議において新たに設立された国際連盟の監督のもと日本を委任国とする委任統治領となった。委任統治制度とは戦勝国による敗戦国領土の併合要求とウィルソンの領土非併合・民族自決原則の妥協の産物であり、その実態は戦間期における植民地支配体制の新機軸であった。

日本が南洋群島で行ったC式委任統治は地域を「委任国ノ構成領土ノ一部トシテ統治」するもつとも直轄植民地に近い形態のものであったが、住民の福祉の向上、域内の安寧秩序の維持、軍事利用の禁止等さまざまな義務が連盟規約第二十二条および日本が連盟理事会と締結した委任統治条項により課されていた。毎年連盟理事会へ『行政年報』を提出することもそのひとつであった。『行政年報』の報告項目は行政のみならず法制、産業、交通、労働、教育、医

療、軍事等多岐にわたり付属の各種統計と共に日本の南洋群島統治の基礎データを提供している。『行政年報』は連盟常設委任統治委員会 (Permanent Mandates Commission以下PMCと略す) が子細にわたって審査し、その報告に基づいて連盟理事会が日本政府代表に質問・勧告を行った。実際、地域内の原住民の労働条件、人口減少、港湾施設拡張と軍事利用禁止条項の関係等につき連盟と日本政府の間でいくたびか論議が交わされたが、これらは『行政年報』なくしては行い得ないものであった。

満州事変を契機として日本は連盟から脱退するが、南洋群島の委任統治は継続される。『行政年報』はヨーロッパで大戦が勃発し連盟が事実上機能を停止するまで送付され続け日本を連盟中心の国際社会に限定的ではあれ繋ぎとめる機能も果たしていたのだ。

『行政年報』が日本の南洋群島統治研究の基礎史料であることは言うまでもないが、同時にPMC報告を初め連盟の諸文書、英仏ベルギー南ア豪州等他の委任国の史料と対照させることにより戦間期の植民地支配の国際比較研究にも役立てることができよう。

五四

第十章 教育

(一) 官設教育機関

(イ) 概説

群島ニ於ケル官設教育機関ニ小學校、公學校及實業學校アリ小學校ハ邦人兒童ニ公學校ハ島民兒童ニ對シ普通教育ヲ授ケルトコロニシテ共ニ南洋廳設置ト同時ニ各須要ノ地ニ設置ス而シテ「パラオ」島「コロール」公學校ニハ木工徒弟養成所ヲ附置シ公學校卒業生ニ建築及木工ニ關スル簡易ナル知識技能ヲ習得セシム實業學校ハ産業ノ開發ニ伴ヒ在留邦人激增シ中等學校設立ノ必要ヲ認メ千九百三十三年四月「サイバン」島ニ之ヲ設置シタルモノニシテ農業及商業ニ従事セントスルモノニ必要ナル實業教育ヲ授ケ

(ロ) 小學校

小學校ハ各支廳所在地其ノ他在留邦人多キ地ニ之ヲ設置シ修業年限教科目其ノ他教授訓育ハ日本内地ノ小學校ト同様ノ制度ナリ(附屬書法令集第四章南洋廳小學校規則及南洋廳小學校規則施行細則参照)

千九百三十六年四月末ニ於ケル學校數二十一(三増)(分教場一)、學級數百(十六増)ニシテ五千七百六名(八百一名増)ノ兒童ヲ擁シ百一名(十八名増)ノ職員之カ教授ニ當リツツアリ

(ハ) 公學校

(1) 概説

公學校ハ島民兒童ニ普通教育ヲ授ケルトコロニシテ(附屬書法令集第四章南洋廳公學校規則参照)之カ教授ニ當リテハ島民ノ風習、文化程度等群島特異ノ事情ニ深ク留意シ特ニ兒童ノ訓育ニ就キテハ民族心理及慣習並生活様式ヲ考慮ニ入レ良習美俗ノ醸成ト衛生思想ノ普及ニ力ヲ注キ以テ彼等ヲシテ文明ノ恩澤ニ浴シ福祉ヲ増進セシメンコトヲ期シ

本文内容見本 1936年

●全巻構成

第1巻

日本帝国委任統治地域行政年報
一九二〇〜一九二三
委任統治年報 一九二四

第2巻

日本帝国委任統治行政年報
一九二五〜一九二七

第3巻

日本帝国委任統治地域行政年報
一九二八〜一九三〇

第4巻

日本帝国委任統治地域行政年報
一九三一〜一九三四

第5巻

日本帝国委任統治地域行政年報
一九三五〜一九三八

第十八章 第三十回常設委任統治年報審査委員會ノ意見

及質問事項ニ對スル回答

本書自一一頁至一一八頁ニ記載ノ第十八章ハ改訂前ノ分カ誤テ挿入セラレタルモノニシテ本文ヲ以テ正シトス

(一) 一般行政(島民ノ行政關與)

島民ノ行政關與ニ關シテハ關係各章ニ於テ相嘗詳細ニ記述シアルモ其ノ根本方針トスル所ハ現在ノ行政制度ノ下ニ於テ成ルヘク島民ノ傳統習慣ヲ活カシツツ島民統治ノ實績ヲ擧ケントスルモノニシテ從ツテ島民ヨリ任用セラレタルモノハ島民ト直接ノ關係アル事項ヲ統轄シ以テ官ト島民トノ間ノ良キ仲介トナリツツアリ現ニ任用セラレ居ルモノハ村長、巡警、教職員、通譯等ニシテ是等ハ島民本來ノ部落的生活維持ノ爲必要且充分ナルモノナリ官ハ其ノ上ニアリテ廣汎ナル地域ニ亘リ之ヲ統一施政シ島民ノ全般的福利ノ向上ヲ圖リ且之ヲ善ク指導スルトコヲ以テ任務ト認メ右目的ノ爲ニ常ニ甚大ナル努力ヲ拂ヒ來レリ

而シテ右ノ如ク直接島民ノ利益ニ關係アル職務ニ任用セラレタル島民ト一般島民トノ關係ハ極メテ圓滑ニシテ一般島民ハ斯ル制度ノ下ニ最大ノ幸福ト満足トヲ自覺シ居レリ

尙本報告書中本作ニ關シテ記述シアル個所ヲ爲念掲記スルハ左ノ通

- 村吏 (一〇三)
- 第二章行政(一)。(ロ)村吏ノ項及第五章司法制度(一)。(ハ)總村長ノ項参照
- 巡警 (五一)
- 第六章警察(一)警察ノ組織ノ項参照
- 助教員 (二四)
- 第十章教育(一)。(ハ)。(三)教職員ノ項参照
- 通譯 (一一)

外務省編 等松春夫 監修・解説

日本帝国

委任統治地域行政年報

全5巻

- A5判 (原本81%縮小版) 上製函入、クロス装
- 一九九九年二月末日刊行
- 揃定価一〇〇、〇〇〇円(税別)

ISBN4-87733-061-5 C3331

明治期外務省調書集成

- 全49巻 明治期外交資料研究会編
 外交交渉当事者、外交事務担当者によって、自身の経験あるいは事務処理の過程の上で作成された報告書集。
 日清講和関係調書集 全13巻
 4-906330-93-2, 94-0 揃定価一九三、〇〇〇円
 日露講和関係調書集 全6巻
 4-906330-99-1 揃定価一四五、〇〇〇円
 外務省制度・組織・人事関係調書集 全9巻
 4-87733-012-7 揃定価一三五、〇〇〇円
 条約改正関係調書集 全18巻
 4-87733-016-X, 017-8 揃定価二八四、〇〇〇円

外務省執務報告

- 全12巻 臼井勝美・濱口學・原口邦紘解説
 外務省が各局・部を中核にして課単位で執務の内容を、網羅的かつ具体的に記載し、年次毎に纏め印刷に付した。太平洋戦争に至る日本外交の全貌を明らかにする外務官僚執務の「機密報告書」。
 東亜局 全6巻 4-906330-84-3 揃定価一三五、〇〇〇円
 欧亜局 全3巻 4-906330-85-1 揃定価七〇、〇〇〇円
 亜米利加局 全3巻 4-906330-86-X 揃定価五五、〇〇〇円
 第二期全9巻 本宮一男・臼井勝美解説
 通商局 全4巻 4-87733-003-8 揃定価一〇六、〇〇〇円
 条約局 全2巻 情報部 全1巻 調査部 全1巻
 文化事業部 全1巻 4-87733-004-6 揃定価一一四、〇〇〇円

外事彙報

全10巻 外務省政務局編 吉村道男解説
 第一次大戦時の世界状況を有機的・総合的に捉え、「一般の参考」として、より広い範囲に国際情報を提供するため刊行された貴重資料。
 ISBN4-87733-048-8, 049-6 揃定価一八〇、〇〇〇円

外務省公表集

全12巻 佐藤元英監修・解説
 外務省から文書によって発表された主として声明、談話、通告、説明、交換公文などの外交関係記事を蒐集し、編纂公刊されたもの。
 4-906330-72-X, 73-8 揃定価一八二、〇〇〇円

日本・中国関係 イギリス外務省文書目録

全3巻 佐藤元英編著
 イギリス国立公文書館のチエック・リストから日本・中国関係の外務省文書目録を編纂。
 4-87733-031-3 揃定価五〇、〇〇〇円

日本外交史料集

全3巻 外務省調査部編纂
 徳川幕府の時代より華府会議に至る膨大な外交文書を基礎に編纂。
 日英外交史 全2巻 4-906330-68-1 揃定価三五、〇〇〇円
 日米外交史 全1巻 4-906330-69-X 定価一〇、〇〇〇円

世界大戦関係日本外交文書

全1巻 外務省調査部第一課編
 第一次大戦初期から終期にわたる外務省記録を厳選し、世界的認識の下に日本の関与した過程を跡づける昭和十四年刊行の貴重資料。
 4-87733-043-7 定価三〇、〇〇〇円

日支間並支那ニ関スル 日本及他国間ノ条約

全1巻 外務省条約局編 明治二十八年日清戦争の休戦条約より大正十一年の日中郵便約定までの条約、協定、公文、覚書等を輯録し、日中関係研究必須の書。
 4-87733-044-5 定価三〇、〇〇〇円

外務省沿革類従

全1巻 小林和幸解説
 慶応四年正月太政官に外国事務掛が置かれた時より、明治二年七月の外務省設置を経て、明治九年に至るまでの外務省沿革を輯録。
 4-87733-030-X 定価二五、〇〇〇円